

(要約)

移転価格税制における所得相応性基準の適用について
—BEPS への対抗措置「移転価格税制と価値創造の一致」に係る考察—

角田伸広

第 1 章 序論 (研究の目的)

グローバル企業の濫用的租税回避等による税源浸食と利益移転[Base Erosion and Profit Shifting] (以下「BEPS」という。) への対抗措置として、世界規模で公正(fair)、現代的(modern)な国際課税システムのための取組みと租税政策についての国際的協力に係る議論が行われている。その結果、2015 年 10 月に最終報告書が公表され、移転価格税制に関する最終報告書として、「移転価格税制と価値創造の一致」が策定され、無形資産取引に係る所得相応性基準の導入について勧告が行われている。

所得相応性基準は、米国において、1986 年税制改革法により内国歳入法 482 条を改正して導入されたもので、裁判例等での議論を背景として、医薬品業等における研究開発や営業活動から創造された無形資産の価値が生み出す超過利益の国外への移転を防止するための課税ルールである。所得相応性基準の適用では、一定の除外要件に該当しない限り、無形資産の譲渡等に係る対価の額につき、無形資産に帰属すべき所得の金額に相応するものとするため、無形資産に係るロイヤルティについて定期的調整を求めることとなっている。

また、BEPS における無形資産取引に係る議論では、無形資産の射程を拡張、医薬品業等における研究開発や営業活動から創造された無形資産の価値だけでなく、事業再編等による新しいビジネスモデルの構築から創造された価値についても、超過利益を生み出す無形資産として支配することができ、使用によって対価が生じるものとして移転価格税制の対象として包括的に取り込むこととしている。

そのため、BEPS 最終報告書での包括的な定義を前提に所得相応性基準を適用し、超過利益を生む無形資産の価値が事後的に増加したという事実認定を行い、外国子会社等における親会社の無形資産から創出される超過ロイヤルティについて広範に親会社が回収する課税を行うこととすると、関連者間取引における有形資産や金融資産に基づかない所得に係る国際間の配分を事後的に幅広く修正できる可能性をもたらし、国際的な課税関係の安定性及び予測可能性を損ねる可能性があるものと考えられている。

第 2 章 BEPS 対抗措置としての移転価格税制と価値創造の一致

第 1 節 BEPS における超過利益の移転に係る問題提起

BEPS 対抗措置としての無形資産取引に係る移転価格税制と価値創造の一致の考え方の前提となる BEPS における超過利益の移転に係る問題提起では、米国等のベンチャー企業からグローバル企業へ成長した企業には、極めて莫大な超過利益を得る場合があり、国際的なタックス・プランニングにより租税回避を図る事例があるが、こうした超過利益を従来の特許等に基づく無形資産に限定してしまうと、超過利益の源泉を捉えきれなくなるといふ懸念が各国の税務当局にあり、BEPS への対応措置の議論において、こうした超過利益をいかに捕捉し課税していくかが中心課題になっていたものと考えられる。

第2節 移転価格税制と価値創造の一致

BEPS における無形資産取引に係る議論では、無形資産の射程を拡張、医薬品業等における研究開発や営業活動から創造された無形資産の価値だけでなく、事業再編等による新しいビジネスモデルの構築から創造された価値についても、超過利益を生み出す無形資産として支配することができ、使用によって対価が生じるものとして移転価格税制の対象として包括的に取り込むこととしている。

また、BEPS への抵抗措置として、価値創造への貢献度分析を行うこととしており、無形資産の譲渡と実施権許諾に係る利益を実際に価値創造に貢献した当事者に帰属させるべきとしている。特に、実質主義による収益の帰属を徹底させるため、機能・リスク分析を無形資産については更に深化させ、無形資産の開発、改良、維持、保護、使用に関して関連者が果たす機能、使用する資産及び引き受けるリスクに応じて適切な対価の受領を期待できることとしている。

さらに、移転価格税制と価値創造の一致という考え方は、無形資産による超過利益を価値創造に沿って配分すべきとしているものであり、無形資産の価値創造に関するグループのメンバーによる貢献を検討し、適切に報酬が配分されるべきであるとしている。そして、グループの全てのメンバーが無形資産の開発・改良・維持・保護・使用に関して果たす機能、使用する資産及び引き受けるリスクに対して適切な報酬を受け取るためには、グローバル・バリューチェーン分析により帰属利益の分割を行っていくことになるが、各国の税務当局が統合的に価値創造を評価することは困難であり、二国間から多国間の二重課税問題に発展する可能性があると考えられる。

第3章 移転価格税制における所得相応性基準の適用

第1節 独立企業原則との整合性

米国の移転価格税制においては、独立企業原則を適用して無形資産価値の事後的な上昇による超過ロイヤルティの回収が可能であるかについて争点となっている。無形資産取引に係る裁判例では、独立企業原則の適用が困難となっており、財務省規則に規定される独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法が適用できない場合において、内国歳入庁長官が有する広範な裁量権により、代替的な第4の方法として、ベリ－比や利益分割法の適用により解決が図られてきた。しかしながら、無形資産を移転又は使用許諾した後に超過利益が発生した場合に、事後的に超過ロイヤルティを算定して回収できるかについては、無形資産に係る超過ロイヤルティは認められず課題が残っていたものと考えられる。特に、収益性の高い無形資産がタックスヘイブンへ移転し、米国の税源を浸食している問題や、重要な価値ある無形資産が非関連者へ譲渡されることがないため、比較対象取引を見出すことが困難となっており、無形資産を移転又は使用許諾した後に超過利益が発生した場合に事後的に超過ロイヤルティが回収できるかが問題となっていたのである。

そのため、所得相応性基準を導入し、無形資産の譲渡又は実施権の許諾について、対価の算定に当たり当該無形資産に帰属すべき所得に相応して超過ロイヤルティを回収しなければならないとしているのである。対象となる無形資産は、一般的な無形資産と収益性の高い無形資産とに分類されているが、一般的な無形資産については、実施権許諾に係る比較対象取引が存在し、比較対象取引が独立企業間取引の証拠となり得るため、独立企業間取引においても所得に相応する形で所得が分配されるとしている。そのため、比較対象取引が適正であれば、独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法のいわゆる基本三法により算定される独立企業間価格が所得相応性基準による価格と同一になるとされている。しかし、収益性の高い無形資産については、独立第三者への無形資産の実施権許諾が存在しない場合が多く、仮に存在する場合であっても、収益性の高い無形資産の実施権許

諾に係るロイヤルティのレートは、一般の無形資産の実施権許諾と大きく異なるものであり、ロイヤリティのレートは極めて高いものとなるため、いわゆる超過ロイヤリティ・レートを設定することが必要になるとしている。そして、無形資産に帰属する所得に大幅な変化があった場合や、関連者が果たした経済的活動、使用資産、負担した経済コスト及びリスクに大幅な変化があった場合には、その変化を反映させるために対価の定期的調整が求められることになる。

競争企業の収益は価格に産出量を乗じたもので、価格を指標とする伝統的な独立企業アプローチは、競争市場における企業の収益における産出面に着目したものであるが、競争企業の収益は、使用した生産要素により市場で稼得する総報酬にも等しく、競争企業の利益を指標とする代替的なアプローチは、企業が使用した生産要素の投入面に着目したものになっており、等価であることから、独立企業原則の適用になると整理している。無形資産の使用料に係る独立企業間価格を算定するために、利益を指標とする代替的なアプローチによる間接的な使用料の算定を認めることにより、無形資産の使用料の独立企業間価格算定方法として、比較対象取引を見つけ出すことが困難な独立取引比準法よりも、比較対象取引を見つけ出すことが容易な利益法による検証を可能にしていたものと考えられる。

所得相応性基準の適用においては、特に、収益性の高い無形資産に係る超過ロイヤリティの回収が問題となっていることから、具体的な適用においては、外国子会社における独立企業間利益率を算定することにより、外国子会社へ配分される利益水準を抑え、それを超過する利益について、無形資産の研究開発をした親会社に帰属させるための超過ロイヤリティとしていかに回収できるかが問題となる。

第2節 所得相応性基準の適用に係る問題

所得相応性基準の適用に係る問題としては、後知恵による課税に係る議論があるが、例えば、無形資産を開発の早い段階で関連企業に譲渡し、無形資産の価値を反映していない使用料率を譲渡時点で設定し、事後的に無形資産の価値が上昇した場合、納税者は、譲渡時点では製品のその後の成功について完全な確実性を持って予見することはできなかったという立場を採る可能性があるとしている。すなわち、納税者は、無形資産に係る事前と事後の価値の相違があった場合、予想よりも有益な開発であったことに起因すると主張することが想定されているのである。そして、税務当局は一般的に事業に関する具体的な見識を持たないまま、納税者の主張を精査することになり、無形資産に係る事前と事後の評価の相違が独立企業間価格の設定になっていないことによることを示す情報を入手できないことから、納税者の主張を精査しようとする税務当局は、納税者により提供された見識や情報に大きく依存するため、納税者と税務当局間の情報の非対称性によるこうした状況は、移転価格リスクを生じさせる可能性があると考えられる。

税務当局にとっては、納税者が取引価格の設定において納税者が考慮した情報を含む、納税者と税務当局における情報の非対称性が重大であれば、設定された価格が独立企業原則に則ったかどうかを検証する際に税務当局が直面する困難さを深刻にすることから、譲渡後に事後的な結果が分かるまで、税務当局が移転価格目的でリスク評価を行うこと、納税者が価格設定において基礎とした情報の信頼性を評価すること、さらに無形資産又は無形資産に係る権利が独立企業間価格に照らして過小又は過大評価で譲渡されているかどうかを検討することが困難であるとの認識が示されている。そのため、評価困難な一定の無形資産の要件を満たせば認められることとしており、例えば、親会社が開発した後タックスヘイブン等へ移転された無形資産の対価について、事後に超過利益を生み出すものであれば、超過のロイヤリティとして回収する課税処分を行うことが可能になるものと考えられる。このように事後的な定期的調整を求めることは、経済取引の安定性や収益配分の予

測可能性の観点からは問題があると考えられるが、BEPS への対抗措置として特に正当化されたものと考えられる。

また、評価困難な無形資産に係る定期的調整については、取引時点で評価が困難な一定の無形資産(Hard-to-value intangibles)を対象として、予想便益(ex-ante)と実際の利益(ex-post)とが一定以上乖離した場合には、実現値に基づいて独立企業間価格を評価し直すことが可能となっている。

所得相応性基準が採用されたのは、特許等の無形資産のうち、比較可能な独立企業間取引が存在せず、将来生み出される収益について信頼できる予測がないような評価困難な無形資産について、納税者と税務当局との間の情報の非対称性が問題であると認識されたことが背景となっている。そして、BEPS 最終報告書では、納税者と税務当局との間に当該無形資産に関する情報の非対称性が深刻で、実際の利益が明らかにならないと税務当局が移転価格評価を執行できないような場合、税務当局は、後で実現した利益に基づいて、納税者の予測に基づいた価格取極めを評価し直し、価格調整を行うことができると勧告しているのである。そのため、税務当局は、事後的な結果について事前の価格設定取決めの適正性を推定できるとし、事前の価格設定取決めに評価する際に、条件付きの価格設定取決めを含む、譲渡時に独立企業間であれば作成したであろう独立企業間価格設定取決めの決定を裏付ける財務上の結果に基づく推定ができるとしている。比較可能な独立企業間取引が存在せず、将来生み出される収益について信頼できる予測がないような評価困難な無形資産について、納税者と税務当局との間の情報の非対称性が問題であると認識されたことが背景となっているが、適用要件の厳格化を求めていくことにより、課税関係の安定性が図られることから、推定のための要件、更正の方法及び検討期間の明確化を図っていくことが求められている。

さらに、包括的定義を前提とした無形資産の特定については、各国の税務当局において自国へ帰属させる超過利益を創出する無形資産を取り込むための射程を広げるとともに、無形資産の特定において事実認定が異なる恐れがあり、二重課税を引き起こす要因になるものと考えられる。そのため、所得相応性基準の適用において、包括的定義を前提として幅広く定期的調整を行うことが可能になることは、BEPS への対抗措置に基づく所得相応性基準の適用における大きな問題であり、米国における所得相応性基準の適用を超えるものであり、適用範囲を限定していく必要があるものと考えられる。

無形資産取引に係る独立企業間価格を算定するための比較可能性分析においては、超過利益を創出する無形資産の価値をいかに評価し、非関連の無形資産取引との比較可能性を分析しなければならないが、実務上困難な場合が多く、独立取引比準法、再販売価格基準法及び原価基準法等の比較法による独立企業間価格の算定は困難になっていくため、所得相応性基準の適用において、厳格な比較可能性分析を求めることは困難となっており、利益分割法による定期的調整の可能性は高まっていくものと考えられる。

地域的特殊要因の問題は、先進国と新興国の間で立場が大きく異なっており、所得相応性基準の適用において、事後的に地域的特殊要因に係る定期的調整が行われる場合には、二重課税が解決されない問題となる可能性があり、所得相応性基準の適用範囲を限定していく必要があるものと考えられる。

バリューチェーン分析により超過ロイヤルティの帰属を決定することの前提としては、無形資産等の使用について、無形資産の開発・改良・維持・保護・使用において資産を使用するグループのメンバーは、この行為に対して適切な報酬を受け取るべきであり、このような資産には、研究、開発又はマーケティングに使用される無形資産(ノウハウ、顧客関

係等)、物理的資産又は資金等が含まれ、それに限定されないとしていることによる。

グローバル・バリューチェーンによる企業活動が進展していくことにより、グローバル企業に対する所得相応性基準の適用はより広範になっていく可能性があり、BEPS 最終報告書に基づき、超過利益の価値創造に沿った配分を行っていくためには、グローバル・バリューチェーン分析を行っていくことが求められることになる。しかし、その前提としては、グローバル企業を一体として検証する統合アプローチの考え方が採られているものと考えられる。そのため、所得相応性基準の適用において、バリューチェーン分析を前提に定期的調整を行う場合には、統合アプローチによりグローバル企業全体に係る所得配分の調整が必要となるが、これは、米国における所得相応性基準の適用を超えたものと考えられる。現在では、米国においても、内国歳入庁の調査プロセスにおいて、バリューチェーンを分析し、どのようなドライバーが貢献しているかについて検証をしているが、所得相応性基準に基づく定期的調整をバリューチェーン分析に基づき広範に行っていくことは、これまで二国間の二重課税に止まっていた所得相応性基準の適用が拡大することになり、所得相応性基準の導入していない国との間で二重課税が発生した場合には、深刻な問題になるものと考えられる。

第4章 我が国での導入において検討すべき課題

第1節 所得相応性基準における適用対象の設定

BEPS 最終報告書により改定された OECD 移転価格ガイドラインでは、無形資産について包括的な定義を採用しているが、無形資産の特定において、詳細な機能分析等により、課税処分ための要件を厳格化している。これは、現行の OECD 移転価格ガイドラインにおいて、無形資産の定義を厳格化することにより、課税処分のための要件を入り口で狭めるのと対照的に、無形資産について包括的な定義を採用した上で、詳細な機能分析等により課税処分のための要件を出口で狭めているものと考えられる。

これにより、税務当局にとっては、詳細な機能分析等の場面で、事実認定等での裁量の余地が広がる可能性があり、納税者にとっては、どのような超過利益の源泉が無形資産として認定されるかについての透明性や予測可能性が低下する恐れがあるものと考えられる。そのため、所得相応性基準を我が国で導入する場合には、適用対象の設定を厳格に行っていく必要があると考えられるが、無形資産に係る包括的定義を前提とすると、機能分析により厳格に行っていくことになるが、機能分析は事実認定に依存する要素が多く、税務当局による広範な判断が行われる余地が残るものと考えられる。

第2節 比較法による超過ロイヤルティの検証

米国での実務及び判例の動向と比較すると、わが国の移転価格課税では、外国子会社を検証対象に取引単位営業利益法を適用して、利益水準の上限を抑え、残余利益を日本の親会社の無形資産に帰属させる執行は、積極的に行われている。そのため、仮に外国子会社の利益水準が事後的に増加している事例であっても、取引単位営業利益法の機械的な適用により、無形資産価値の事後的上昇による利益の増加分を親会社へのロイヤリティの追加として回収させている事例もあり、所得相応性基準を導入した米国の裁判例で争われている状況と異なり、わが国では、所得相応性基準が導入されていないにもかかわらず、所得相応性基準の主要争点である無形資産価値の事後的な上昇への移転価格課税が行われている状況にあるものと考えられる。

わが国では、米国の裁判例において所得相応性基準の適用について争いになっている問題が、取引単位営業利益法を機械的な適用により無形資産価値の事後的な上昇がある場合に発生しているものと考えられる。所得相応性基準の導入により、わが国における取引単位

営業利益法の機械的な適用が、無形資産への移転価格課税の後知恵の問題を再認識させて、無形資産価値の事後的上昇への分析を促すこととなれば望ましいが、取引単位営業利益法の機械的な適用がさらに進むのであれば、事後調査と後知恵の問題が認識されないまま、無形資産価値の事後的上昇への移転価格課税が引き続き行われることになる懸念があるものと考えられる。

第3節 利益分割法による超過ロイヤルティの配分

価値創造による関連者間での利益配分の問題は、バリューチェーン分析を行った上で、利益分割法により解決していくべきとの議論が行なわれている。これは、従来、片側検証と呼ばれる子会社等を検証対象とする比較法による移転価格分析と異なり、親会社と子会社のように関連者双方の貢献により移転価格分析を行う、両側検証と呼ばれる方法としての利益分割法の長所を利用している。片側検証では、子会社への帰属利益の残余利益である超過利益は、親会社への帰属利益を検証しないまま、全て親会社等へ帰属するとしてきたのに対して、両側検証では、子会社への帰属利益の残余利益である超過利益について親子間で分析して分割することを求めている。価値創造による超過ロイヤルティの構成事業体への帰属をどのように決定するかについては、価値創造の貢献をどのように評価し、超過ロイヤルティの水準をどのように算定するかにより異なってくるものと解されが、価値創造に係る明確な定義と関連者の貢献度の測定、さらには超過ロイヤルティの帰属利益に係る算定方法をどのように定立していくかが課題になっているものと考えられる。

また、これまで各国の税務当局は、グローバル企業の各国における所得・税額配分に係る情報入手が困難であったため、各国に所在する企業に対する独立企業間利益率の検証を行うだけのいわゆる片側検証が一般的であった。しかし、移転価格文書において、国別報告書が税務当局へ提供が求められることになり、租税条約等に基づく情報交換又は子会社を通じて各国の税務当局に提供されることになると、グローバル企業の収益の重要な源泉の配置が明確化され、各国の税務当局が移転価格分析におけるバリューチェーン分析への誘因が増し、親会社と子会社等、関連当事者間の両側検証又は全体検証により利益分割法を適用していく可能性が高まっていくものと考えられる。

超過利益の源泉としてのバリュードライバーについては、無形資産によるものと明確に特定することが困難であったため、これまでは、独立企業原則による帰属利益を算定するための前提として、構成事業体の拠点機能の分析自体が困難で、課税処分が行われず放置されてきたものと考えられる。

BEPS 最終報告書により、包括的な無形資産の定義を採用することで、問題取引を課税対象とすることは可能となっているが、課税処分のための要件としての詳細な機能分析等において、超過利益の源泉としてのバリュードライバーをどのように取り出していくかについては、依然として困難な状況にある。そのため、価値創造と移転価格の一致を実現していくためには、バリュードライバーの属性をどのように取り出して評価していくのかについて、要件を明確にしていくことが課題になっているものと考えられる。

所得相応性基準を適用し、超過ロイヤルティの回収を定期的調整により行う場合には、これまでは独立取引比準法や利益比準法のように比較法による検証が一般的であったが、バリューチェーン分析を前提に利益分割法による超過利益の再配分を定期的調整による行う場合には、さらに困難となる可能性がある。また、利益分割法の適用に係る配分キーの決定を事後的に是正できる余地を残すことにつながり、超過利益の事後的な発生により、配分キーを変更するためには慎重な検討が必要と考えられる。OECD 移転価格ガイドラインにおいても、この問題は指摘されているが、解決されていない問題と考えられる。

第5章 結語

グローバル企業の濫用的租税回避等による BEPS への対抗として、移転価格税制と価値創造の一致が求められることになるが、我が国の移転価格税制には大きな影響を与えるものと考えられる。

第一に、実質性を重視する考え方により、無形資産に係る包括的定義を前提とした価値創造への貢献度分析を行い、超過利益の価値創造に沿った配分を行っていくものと考えられる。

第二に、BEPS への対抗措置による超過利益の価値創造に沿った配分を所得相応性基準の適用により実現することは、これまでの米国での所得相応性基準の適用を超える問題であり、極めて慎重な検討が必要であり、所得相応性基準の導入により利益分割法による定期的調整が行われる可能性があるものと考えられる。

バリューチェーン分析による利益分割法の適用は、統合アプローチによりグローバル企業全体を移転価格税制の対象とするものであり、二重課税となった場合には解決が極めて困難になるという問題がある。BEPS への対抗措置は包括的アプローチにより対応することが求められているが、グローバル・バリューチェーン分析により包括的な所得相応性基準の適用を行っていくためには、二重課税の解決も包括的に確保していくことが求められていると考えられる。